

「三浦市建築物等における木材利用促進に関する方針」

（趣旨）

第1 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項に基づき、国及び県の基本方針に即し、市内における建築物等の整備において木材の利用促進を図ることにより、脱炭素社会の実現に資することを目的にこの方針を策定する。

（用語の定義）

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物のほかベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物を含む。
- (2) 備品 備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）も含む。
- (3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品における木材利用をいう。
- (6) 県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。

（市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項）

第3 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 公共建築物等
市は、別表1に該当する公共建築物の整備においては、木材を使用した方法を採用するよう努めるものとする。
また、備品については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。
- (2) 民間建築物等
市は、民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を行い、木材利用の促進を図るとともに、県産木材の普及啓発に努めるものとする。
- (3) 国、県等との連携
市は、木材利用の促進を図るために、国、県、関係自治体及びその他関係機関と相互連携を図るものとする。

（市が整備する公共建築物等における木材利用の目標）

第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

- (1) 公共建築物等
 - ア 木造化の推進
公共建築物については、別表2に掲げるものを除き、木造化を推進する。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。
 - イ 木質化の推進
公共建築物等については、別表2により木造化ができない場合でも、木質化を推進する。
- (2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、県産木材の利用に努めるものとする。

(市内における木材の適切な供給の確保に関する基本的事項)

第5 市は、木材利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給及び品質等に関する正確な情報の提供等に努めるものとする。

(建築物木材利用促進協定制度の周知)

第6 市は、建築物等における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努めるものとする。

(附則)

本方針は、令和8年6月30日から適用する。

別表1 木材利用を促進すべき公共建築物

(1) 市が整備する公共建築物

公共の用又は公用に供する建築物であって、広く一般の利用に供される建築物

	種別	具体例
公共建築物 市が整備する	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所、保健福祉事務所等
	運動施設	体育館、水泳場等
	社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
	都市・住宅施設	都市公園、公営住宅、職員住宅等
	行政施設	庁舎等
	公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等における工作物
	その他市が整備する建築物	

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる公共建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物

	種別	具体例
公共建築物 市以外の者が整備する	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所等
	運動施設	体育館、水泳場等
	社会教育施設	図書館、美術館、青少年の家等
	公共工作物	ベンチ、外構施設等
	その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

別表2 建築物を木造化できない場合

(1) 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合
(2) 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合
(3) その他建築物の木造化が困難と認められる場合